

「スターワン取引総合規定」、「投資信託約款・規定集」および
「東京スターダイレクト取引規定」の改定について

下記の通り「スターワン取引総合規定」、「投資信託約款・規定集」および「東京スターダイレクト取引規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでよろしくお願いします。

1. 改定日

2020 年 1 月 1 日（水）

2. 改定内容

新旧対照表		
■スターワン取引総合規定		
スターワン取引総合規程		
新	旧	備考
第 1 条（適用範囲）～第 13 条（譲渡・質入れの禁止） （略）	第 1 条（適用範囲）～第 13 条（譲渡・質入れの禁止） （略）	
第 14 条（反社会的勢力と取引拒絶） 本口座は、 第15条第4項(6) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 第15条第4項(6) 各号の一にでも該当する場合には、当行は本口座の開設をお断りするものとします。 （略）	第 14 条（反社会的勢力と取引拒絶） 本口座は、 第15条第4項(5) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 第15条第4項(5) 各号の一にでも該当する場合には、当行は本口座の開設をお断りするものとします。 （略）	（変更）
第 17 条（成年後見人等の届出） 1. 利用者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。 2. 利用者は、任意後見契約に基づき	第 17 条（成年後見人等の届出） 1. 利用者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。 2. 利用者は、任意後見契約に基づき	（追加）

任意後見人を選任したときまたは家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。 3.すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、利用者は、前二項と同様に届け出てください。 4.前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、利用者は、同様に届け出てください。 5.前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。 (略) 第22条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 (略)	任意後見人を選任したときまたは家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。 3.すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、利用者は、前二項と同様に届け出てください。 4.前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、利用者は、同様に届け出てください。 5.前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。 (略) 第22条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 (略)	(略) (変更) (略)
---	--	-----------------------------------

スターワン預金共通規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第6条（届出事項の変更等） （略） 第7条（変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 （略）	第1条（適用範囲）～第6条（届出事項の変更等） （略） 第7条（変更） <u>当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 （略）	（変更） （略）
スターワン円普通預金規定		
新	旧	
第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の適用） （略） 第8条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるもの</u> <u>とします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の適用） （略） 第8条（本規定の変更） <u>（追加）</u>	（追加）

スターワン外貨普通預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の適用） （略） 第8条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の適用） （略） 第8条（本規定の変更） <u>（追加）</u>	（追加）
スターワン円定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第5条（利息） （略） 第6条（期限前解約） <u>1. 本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前にその全部または一部の解約をすることはできません。</u>なお、当行は、本預金の一部の解約を、6ヵ月超の預入期間の本預金のうち、預入日から6ヵ月目の応当日を過ぎているものについてのみ取り扱います。また、一部解約は1万円以上とし、一部解約のなされた本預金が自動継続扱いである場合は、当行は一部解約後の預金残高について自動継続の取り扱いをします。 2. 当行がやむを得ないものと認めて本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間の本預金の	第1条（適用範囲）～第5条（利息） （略） 第6条（期限前解約） <u>1. 本預金の全部または一部の満期日前における解約は当行が承諾した場合にのみできるものとします。</u> <u>なお、当行は、本預金の一部の解約を、6ヵ月超の預入期間の本預金のうち、預入日から6ヵ月目の応当日を過ぎているものについてのみ取り扱います。また、一部解約は1万円以上とし、一部解約のなされた本預金が自動継続扱いである場合は、当行は一部解約後の預金残高について自動継続の取り扱いをします。</u> 2. 当行がやむを得ないものと認めて本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間の本	（変更）

利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。なお、前条第2項に基づく6ヵ月複利計算の本預金について一部解約がなされる場合は、一部支払いする元本について利息を計算します。 3. 前項の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。 （略） <u>第8条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。なお、前条第2項に基づく6ヵ月複利計算の本預金について一部解約がなされる場合は、一部支払いする元本について利息を計算します。 3. 前項の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。 （略） <u>第8条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
スターワン大口円定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第5条（利息） （略） 第3条（期限前解約） <u>1. 本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> 2. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日まで	第1条（適用範囲）～第2条（利息） （略） 第3条（期限前解約） 1. <u>本預金の満期日前における解約は当行が承諾した場合にのみできるものとします。</u> 2. 当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息	（変更）

の日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間のこの預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。 3. 本預金の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。 (略) <u>第5条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間のこの預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。 3. 本預金の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。 (略) <u>第5条（本規定の変更）</u> <u>(追加)</u>	(略) (追加)
スターワン外貨定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の変更） (略) <u>第8条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を</u>	第1条（適用範囲）～第7条（他の規定の変更） (略) <u>第8条（本規定の変更）</u> <u>(追加)</u>	(追加)

<u>当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>		
外貨定期預金「スターエリート」預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第6条（他の規定の変更） （略） <u>第7条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第6条（他の規定の変更） （略） <u>第7条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
ラダリング円定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第8条（他の規定の変更） （略） <u>第9条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を</u>	第1条（適用範囲）～第8条（他の規定の変更） （略） <u>第9条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）

<u>当行ホームページの掲載による公表 その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>		
スターワン 1 週間円預金規定		
新	旧	備考
第 1 条（適用範囲）～第 8 条（他の規定の変更） （略） <u>第9条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第 1 条（適用範囲）～第 8 条（他の規定の変更） （略） <u>第9条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
スターワン積立円定期預金規定		
新	旧	備考
第 1 条（適用範囲）～第 9 条（他の規定の変更） （略） <u>第10条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を</u>	第 1 条（適用範囲）～第 9 条（他の規定の変更） （略） <u>第10条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）

<u>当行ホームページの掲載による公表 その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>		
右肩上がり円定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付円定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第11条（他の規定の変更） （略） <u>第12条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第11条（他の規定の変更） （略） <u>第12条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
外国為替レート参照型円定期預金＜仕組み預金＞「円活」預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第13条（他の規定の変更） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を</u>	第1条（適用範囲）～第13条（他の規定の変更） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	

<u>当行ホームページの掲載による公表 その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>		
外国為替レート参照型オフセット定期預金＜仕組み預金＞ （円預入タイプ／外貨預入タイプ）預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第14条（他の規定の変更） （略） <u>第15条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第14条（他の規定の変更） （略） <u>第15条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
上限金利付指数連動型外貨定期預金 個人向け国債連動型定期預金 J+（ジェイ・プラス）」預金規定		
新	旧	備考
同規程を削除 （略）	（内容省略） （略）	（略）

右肩上がり外貨定期＜仕組み預金＞満期日繰上特約付外貨定期預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第12条（他の規定の変更） （略） <u>第13条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（適用範囲）～第12条（他の規定の変更） （略） <u>第13条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
上限金利付コモディティ連動型外貨定期預金＜仕組み預金＞ 「エコのチカラ」預金規定		
新	旧	備考
同規程を削除	（内容省略）	
外国為替レート参照型ジャンプアップ外貨定期預金＜仕組み預金＞預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第13条（他の規定の変更） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンク</u>	第1条（適用範囲）～第13条（他の規定の変更） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）

にて請求することができます。		
スタードリーム円定期預金＜仕組み預金＞満期日繰上特約付円定期預金規定		
新	旧	備考
第 1 条（適用範囲）～第 11 条（他の規定の変更） （略） <u>第12条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第 1 条（適用範囲）～第 11 条（他の規定の変更） （略） <u>第12条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
振込規定		
新	旧	備考
第 1 条（適用範囲）～第 13 条（他の規定の変更） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第 1 条（適用範囲）～第 13 条（預金規定の適用） （略） <u>第14条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）

スターワン・テレホンバンク取引規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第5条（電話による取引の依頼、申込成立等）（略） 第6条（受付時間、手続き日等） 1. テレホンバンクの依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受け付けます。なお、テレホンバンクの依頼に際しては、十分な時間的余裕をもってご依頼ください。 2. 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続きします。 3. 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日に振込手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続きします。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。 <u>4. 投資信託の売買は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日に手続きします。</u> 5. 取引に関連して書類が必要なときは、利用者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続きします。 （略） 第10条（解約、変更） 1. 本規定によるテレホンバンク契約は、スターワン取引が継続している間は解約できません。スターワン取引規定の条項に基づきスターワン口座が解約された場合にのみテレホンバンク契約は終了します。 2. <u>前1項にかかわらず</u>、利用者が次の	第1条（適用範囲）～第5条（電話による取引の依頼、申込成立等）（略） 第6条（受付時間、手続き日等） 1. テレホンバンクの依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受け付けます。なお、テレホンバンクの依頼に際しては、十分な時間的余裕をもってご依頼ください。 2. 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続きします。 3. 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日に振込手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続きします。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。 <u>（追加）</u> 4. 取引に関連して書類が必要なときは、利用者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続きします。 （略） 第10条（解約、変更） 1. 本規定によるテレホンバンク契約は、スターワン取引が継続している間は解約できません。スターワン取引規定の条項に基づきスターワン口座が解約された場合にのみテレホンバンク契約は終了します。 2. 利用者が次の各号のいずれかに	（追加） （略） （変更）

各号のいずれかに該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。 (1) 相続の開始があったとき。 (2) 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき。 (3) 住所変更、連絡先の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在があきらかでなくなったとき。 (4) 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。 <u>(5)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合</u> 3. テレホンバンク利用内容の変更または前項による解約は、当行の手続きが完了したときから効力を有するものとします。 4. 前項の手続き完了前に生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。 (略) <u>第13条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u> (略)	該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。 (1) 相続の開始があったとき。 (2) 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき。 (3) 住所変更、連絡先の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在があきらかでなくなったとき。 (4) 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。 3. テレホンバンク利用内容の変更または前項による解約は、当行の手続きが完了したときから効力を有するものとします。 4. 前項の手続き完了前に生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。 (略) <u>第13条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の内容を必要に応じで改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u> (略)	(追加) (略) (変更) (略)
---	---	---

スターワン・テレホンバンク振込規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲） スターワン・テレホンバンクの利用者が電話にて取引できる振込取引は、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込みとし、当該振込取引は、スターワン・テレホンバンク取引規定のほか、この規定により取扱います。 第2条（振込取引の依頼） (1)振込取引の依頼はスターワン・テレホンバンク取扱時間内に受付けます。 (2)スターワン・テレホンバンクを利用した振込取引で1日100万円以上の振込みを行う場合は、あらかじめ振込先を当行に届出てください。当行は届出に基づいて事前に振込先登録を行います。ただし、1件あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。 (3)振込取引の依頼の際は、音声ガイドに従い依頼内容を電話機のボタン操作により送信、ならびにオペレーターに依頼内容を正確に伝えてください。当行は、利用者から送信ならびに伝えられた事項を依頼内容として手続きします。 (4)前項に定める依頼内容について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (5)振込取引の依頼にあたっては、振込資金および振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。 第3条（取引日付） 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは、当日振込み手続きします。当行所定の時間外に受付けたものは、翌営業日に振込通知を発信することもあります。	新規制定	(追加)

第4条（振込取引の成立） (1)振込取引は、当行が依頼内容を確認し、お支払指定口座から振込資金等を払戻したときに成立するものとします。 (2)振込取引が行われた場合には、取引の都度、その事実を通知するため「ご利用明細書」を送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。 第5条（振込通知の発信） 振込取引が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。 第6条（取引内容の照会等） (1)受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかにテレホンバンクに照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。 (2)当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3)振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知し、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、お支払指定口座に入金します。 第7条（組戻し・依頼内容の変更等） (1)振込取引の成立後にその依頼を取りやめる場合およびその依頼内容を変更する場合は、速やかにテレホンバンクに連絡してください。この場合、当行は振込依頼のときと同様の方法で本人確認をいたします。 ①振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合は、組戻しの手続きにより取扱います。	新規制定	(追加)
--	-------------	-------------

②当行は、依頼に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。 ③組戻しされた振込資金は、お支払指定口座に入金します。 (2)前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 第8条（通知・照会の連絡先） (1)この振込取引について依頼人に通知・照会をする場合には、この取引の利用にあたって届出のあった住所、電話番号または振込資金等の引落した預金口座について届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。 (2)前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 第9条（手数料） (1)振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。 (2)組戻しの受付または組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の組戻手数料または訂正手数料（組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の場合）をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。 (3)組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも当行所定の振込手数料をいただきます。 (4)この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。 第10条（災害等による免責） 次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当行は	新規制定	(追加)
--	-------------	-------------

責任を負いません。 (1)災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき。 (2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。 (3)当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延等があったとき。 第11条（規定の準用） この規定に定めのない事項については、この規定の他、東京スター銀行テレホンバンク利用規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、振込規定等の各規定により取扱います。 第12条（本規定の変更） 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じ確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 第13条（譲渡、質入れの禁止） この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。 第14条（合意管轄） 本契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 （略）	新規制定 （略）	（追加） （略）
---	------------------------	------------------------

スターワン・キャッシュカード取引規定		
新	旧	備考
第1条（カードの利用） （略） 第2条（預金機による預金の預け入れ） 1. 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。 2. 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。 第3条(払出機による預金の払い戻し)～第14条（預金機・払出機・振込機の誤入力等） （略） 第15条（解約等） 1. スターワン口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。<u>ただし、当行が本規定以外に別途定める場合はこの限りではありません。</u> 2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。 3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、	第1条（カードの利用） （略） 第2条（預金機による預金の預け入れ） 1. 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。 2. 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。 <u>3. 当行の現金自動預金機において、当該預金口座について初めてカードによる預け入れがあった場合には、「現金自動預金機専用通帳（ご利用明細票つづり）」の発行の申し込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「現金自動預入・払出機ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。</u> 第3条(払出機による預金の払い戻し)～第14条（預金機・払出機・振込機の誤入力等） （略） 第15条（解約等） 1. スターワン口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。 2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。 3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場	（削除） （追加）

当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 (1)第16条に定める規定に違反した場合 (2)預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 (3)カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 (4)預金口座の預金取引が停止されたとき <u>4.家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、カードの利用を停止し、回収します。ただし、支援者に代理権が付与されている場合であって、支援者からの申出があったときは、代理人カードを発行します。</u> (略) 第18条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。	合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 (1)第16条に定める規定に違反した場合 (2)預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 (3)カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 (4)預金口座の預金取引が停止されたとき (略) 第18条（改定） <u>当行は、本規定の内容を必要に応じ</u> <u>て改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をす</u> <u>みやかに当行ホームページまたは</u> <u>店頭表示の方法により公表します。</u> <u>改定後の規定は公表の際に定める</u> <u>日より適用されます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。	(追加) (略) (変更)
カードローンカード取引規定		
新	旧	備考
第1条（定義）～第12条（預金機・払出機の誤入力等） (略)	第1条（定義）～第12条（預金機・払出機の誤入力等） (略)	
第13条（解約等）	第13条（解約等）	

1. カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却してください。 2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。 3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。 (1) 第14条に定める規定に違反した場合 (2) ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 <u>4. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ローンカードの利用を停止し、回収します。</u> (略) 第16条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 (略)	1. カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却してください。 2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。 3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。 (1) 第14条に定める規定に違反した場合 (2) ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 (略) 第16条（改定） <u>当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容を見やかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 (略)	(追加) (変更) (略)
--	---	------------------------------------

J-Debit カード取引規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第8条（読替規定） （略） 第9条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> <u>ます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。	第1条（適用範囲）～第8条（読替規定） （略） 第9条（本規定の変更） <u>当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。</u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。	（変更） （変更）
「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲）～第2条（異動事由） （略） 第3条.（最終異動日等） （略） 2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 (1) 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日） (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと	第1条（適用範囲）～第2条（異動事由） （略） 第3条.（最終異動日等） （略） 2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 (1) 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日） (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと	

当該事由が生じた期間の満期日 ① 預金者等の申し出にもとづく一部入出金の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子に係わるものを除きます。） ② 2015年5月1日以前に預金者等の申し出にもとづく記帳があったこと (3) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 (4) 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日 (5) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができないものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 (6) 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB！利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落預金口座を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異	当該事由が生じた期間の満期日 ① 預金者等の申し出にもとづく一部入出金の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子に係わるものを除きます。） ② 2015年5月1日以前に預金者等の申し出にもとづく記帳があったこと (3) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 (4) 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日 (5) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができないものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。<u>ただし各種契約における手数料引落口座に限ります。</u> (6) 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB！利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落預金口座を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の	(削除)
---	--	-------------

動日等 第 4 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）～第 5 条（通知方法）（略） <u>第 6 条（本規定の変更）</u> <u>当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	預金に係る最終異動日等 第 4 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）～第 5 条（通知方法）（略） <u>第 6 条（本規定の変更）</u> <u>（追加）</u>	（追加）
---	--	-------------

■投資信託約款・規定集

投資信託総合取引約款

新	旧	備考
第 1 条（約款の趣旨）～第 7 条（取引の解約）（略） 第 8 条（注文の取り扱い） （１）投資信託の買付けまたは解約の注文を行うときは、氏名もしくは名称、銘柄、口座区分、数量、金額等、必要事項を当行所定の申込書に記入し、当行の営業店に提出ください。 （２）買付けもしくは解約の注文等の受付時限は、投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り午後 3 時とし、お客さまが注文等の申し込みを行った後、受付時限までに当行が所定の受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞無く委託会社に取り次ぎます（以下、当行が受け付けた注文等を委託会社へ取り次ぐための手続きを「手続き」といい、また、その手続きを開始する日を「手続日」といいます。）。	第 1 条（約款の趣旨）～第 7 条（取引の解約）（略） 第 8 条（注文の取り扱い） （１）投資信託の買付けまたは解約の注文を行うときは、氏名もしくは名称、銘柄、口座区分、数量、金額等、必要事項を当行所定の申込書に記入し、当行の営業店に提出ください。 （２）買付けもしくは解約の注文等の受付時限は、投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り午後 3 時とし、お客さまが注文等の申し込みを行った後、受付時限までに当行が所定の受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞無く委託会社に取り次ぎます（以下、当行が受け付けた注文等を委託会社へ取り次ぐための手続きを「手続き」といい、また、その手続きを開始する日を「手続日」といいます。）。	

(3)買付けまたは解約の注文を行う日の翌営業日以降に手続きの指示をする場合(以下、「先日付注文」といいます。)は、手続き日を申込書にご記入ください。先日付注文による手続き日は、当行所定の一定期間内に該当する場合のみ、これを受け付けることとします。 (4) この約款に別途定めのある場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行は注文の受付けができません。以下第3～第5号に該当する場合、当行は注文の受付けを中止し、取り消しを行います。第3号の場合は、委託会社が申し込みの受付けを再開した後に改めて注文を行ってください。 ①買付取引について、買付代金および所定の手数料ならびに消費税等の合計額が、買付注文時点のお客さまの指定預金口座の支払可能残高を超えるとき ②解約取引について、お客さまの残高を超える注文がなされたとき ③買付けまたは解約取引について、委託会社が買付けまたは解約の申し込みの受付けを一時中止したとき ④買付けまたは解約にかかる取引について、委託会社に対する認可の取消しその他の処分もしくは営業譲渡等または受託信託会社の辞任等があったとき ⑤天災・事変、裁判所等の公的機関の措置、回線またはシステムの障害、その他やむを得ない事由により当行が不適当または不可能と認めたとき ⑥お客さまが指定預金口座を解約したとき <u>⑦お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき</u> (略) 第17条 (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。<u>投資信託保有者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始</u>	(3)買付けまたは解約の注文を行う日の翌営業日以降に手続きの指示をする場合(以下、「先日付注文」といいます。)は、手続き日を申込書にご記入ください。先日付注文による手続き日は、当行所定の一定期間内に該当する場合のみ、これを受け付けることとします。 (4) この約款に別途定めのある場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行は注文の受付けができません。以下第3～第5号に該当する場合、当行は注文の受付けを中止し、取り消しを行います。第3号の場合は、委託会社が申し込みの受付けを再開した後に改めて注文を行ってください。 ①買付取引について、買付代金および所定の手数料ならびに消費税等の合計額が、買付注文時点のお客さまの指定預金口座の支払可能残高を超えるとき ②解約取引について、お客さまの残高を超える注文がなされたとき ③買付けまたは解約取引について、委託会社が買付けまたは解約の申し込みの受付けを一時中止したとき ④買付けまたは解約にかかる取引について、委託会社に対する認可の取消しその他の処分もしくは営業譲渡等または受託信託会社の辞任等があったとき ⑤天災・事変、裁判所等の公的機関の措置、回線またはシステムの障害、その他やむを得ない事由により当行が不適当または不可能と認めたとき ⑥お客さまが指定預金口座を解約したとき (略) 第17条 (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。	(追加) (追加)
--	---	-------------------------

<u>された場合も同様にお届けください。</u> (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。 (3)すでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも第1項および第2項と同様に届け出てください。 (4)第1項～第3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。 (5)第1項～第4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 第18条（本約款の改定） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。</u> (略)	(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。 (3)すでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも第1項および第2項と同様に届け出てください。 (4)第1項～第3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。 (5)第1項～第4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 第18条（本約款の改定） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u> (略)	(変更) (略)
投資信託受益権振替決済口座管理約款		
新	旧	備考
第1条（約款の趣旨）～第10条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等） (略)	第1条（約款の趣旨）～第10条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等） (略)	
第11条（お客さまへの連絡事項）	第11条（お客さまへの連絡事項）	

(1) 当行は、投資信託について、次の事項をお客さまに通知します。 ①償還期限（償還期限がある場合に限ります。） ②残高照合のための場合 ③お客さまに対して機構から通知された事項 (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行営業店に直接ご連絡ください。 (3) 当行が届け出のあった住所、氏名もしくは名称にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき日時に到着したものとしなす。 (4) 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 <u>(削除)</u>	(1) 当行は、投資信託について、次の事項をお客さまに通知します。 ①償還期限（償還期限がある場合に限ります。） ②残高照合のための場合 ③お客さまに対して機構から通知された事項 (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行営業店に直接ご連絡ください。 (3) 当行が届け出のあった住所、氏名もしくは名称にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき日時に到着したものとしなす。 (4) 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 <u>(5) 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u> <u>①個別のデリバティブ取引等に係</u>	(削除)
---	--	-------------

(略) 第20条（この約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	<u>る契約締結時交付書面</u> <u>②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</u> (略) 第20条（この約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u>	(変更)
累積投資約款（株式投資信託用）		
新	旧	備考
第 1 条（約款の趣旨）～第 11 条（合意管轄） (略) 第 12 条（この約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第 1 条（約款の趣旨）～第 11 条（合意管轄） (略) 第 12 条（この約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u>	(変更)

投資信託積立買付取扱約款		
新	旧	備考
第1条（約款の趣旨）～第7条（申込内容の変更） （略） 第8条（解約） 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。 ①お客さまが当行所定の手続きにより解約のお申し出があった場合 ②お客さまが当行所定の手続きにより総合取引を解約された場合 ③お客さまの指定ファンドが第2条第3項に従い、対象ファンドから除外され、他の指定ファンドの申し込みがない場合 ④当行が本サービスを営むことができなくなった場合 ⑤お客さまが本約款の改定に同意されない場合 ⑥その他やむを得ない事情により当行が本サービスの解約を申し出た場合 <u>⑦お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになった場合</u> なお、第4条第2項の当該引落指定日において、3ヶ月以上連続で指定預金口座の残高が指定ファンドの買付けに必要な金銭に満たなかった場合には、自動的に本サービスが解約になることがあります。 第9条（本約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、</u>	第1条（約款の趣旨）～第7条（申込内容の変更） （略） 第8条（解約） 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。 ①お客さまが当行所定の手続きにより解約のお申し出があった場合 ②お客さまが当行所定の手続きにより総合取引を解約された場合 ③お客さまの指定ファンドが第2条第3項に従い、対象ファンドから除外され、他の指定ファンドの申し込みがない場合 ④当行が本サービスを営むことができなくなった場合 ⑤お客さまが本約款の改定に同意されない場合 ⑥その他やむを得ない事情により当行が本サービスの解約を申し出た場合 なお、第4条第2項の当該引落指定日において、3ヶ月以上連続で指定預金口座の残高が指定ファンドの買付けに必要な金銭に満たなかった場合には、自動的に本サービスが解約になることがあります。 第9条（本約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u>	（追加） （変更）

<u>必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u> (略)	(略)	(略)
特定口座約款（投資信託）		
新	旧	備考
第1条（約款の趣旨）～第13条（贈与・相続または遺贈による特定口座への受け入れ方法） (略) 第14条（特定口座年間取引報告書の送付） (1)当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。 (2)当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。 <u>(3)前二項にかかわらず、当行は年間の取引について配当なし譲渡なしの場合は特定口座年間取引報告書を交付しません。また、インターネット投資信託サービスを申し込み、電子交付を選択しているお客さまへの特定口座年間取引報告書は電子交付による交付となります。</u> (略) 第19条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホー</u>	第1条（約款の趣旨）～第13条（贈与・相続または遺贈による特定口座への受け入れ方法） (略) 第14条（特定口座年間取引報告書の送付） (1)当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。 (2)当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。 (略) 第19条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭</u>	(追加) (略) (変更)

<u>ムページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u> (略)	<u>表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u> (略)	(略)
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款		
新	旧	備考
第1条（約款の趣旨）～第17条（合意管轄） (略) 第18条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u>	第1条（約款の趣旨）～第17条（合意管轄） (略) 第18条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u>	(変更) (変更)
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款		
新	旧	備考
第1条（約款の趣旨）～第25条（非課税口座のみなし開設） (略) 第26条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14の2	第1条（約款の趣旨）～第25条（非課税口座のみなし開設） (略) 第26条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日	

第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合は、出国日 ④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） <u>⑤お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の1月1日</u> ⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 （略） 第29条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載</u>	②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合は、出国日 ④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 （略） 第29条（約款の変更） <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホー</u>	（追加） （追加） （略） （変更）
---	---	--

による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。 <u>附則</u> 成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、2023年1月1日より本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。 (略)	<u>ムページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u> <u>附則</u> <u>(追加)</u> (略)	(追加) (略)
インターネット投資信託サービスに関する書面の電子交付サービス規定		
新	旧	備考
第1条（適用範囲） (略) 第2条（電子交付書面の内容等） (1)本サービスで取り扱う電子交付書面は、次の各号に定める書面をいいます。 ①契約締結前交付書面 ②取引報告書 ③取引残高報告書 ④分配金償還金・再投資報告書 ⑤特定口座源泉徴収（還付）明細書 ⑥運用報告書 ⑦特定口座年間取引報告書 ⑧上場株式配当等の支払通知書 ⑨その他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面 (2)本サービスにおける電子交付書面の交付方法等は、次の各号に定めるとおりとします。	第1条（適用範囲） (略) 第2条（電子交付書面の内容等） (1)本サービスで取り扱う電子交付書面は、次の各号に定める書面をいいます。 ①契約締結前交付書面 ②取引報告書 ③取引残高報告書 ④分配金償還金・再投資報告書 ⑤特定口座源泉徴収（還付）明細書 ⑥運用報告書 ⑦その他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面 (2)本サービスにおける電子交付書面の交付方法等は、次の各号に定	(追加)

①本サービスにおける電子交付書面は、当行ホームページよりお客さまの端末にダウンロードする方法により交付するものとします。 ②お客さまは、当行が定める所定の手続きにより、サービスサイト上において電子交付書面の記載事項の閲覧および交付履歴を確認することができます。 ③契約締結前交付書面およびその他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面以外の書面（本条第1項2号から9号の書面）は、サービスサイト上において電子交付され、お客さまが閲覧可能となる日より5年間閲覧することができます。 （略） 第10条（本規定の改定） <u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表またはその他相当の方法により周知します。なお、この約款の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、この約款は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u> （略）	めるとおりとします。 ①本サービスにおける電子交付書面は、当行ホームページよりお客さまの端末にダウンロードする方法により交付するものとします。 ②お客さまは、当行が定める所定の手続きにより、サービスサイト上において電子交付書面の記載事項の閲覧および交付履歴を確認することができます。 ③契約締結前交付書面およびその他当行が電子交付書面として当行ホームページ上に掲げる書面以外の書面（本条第1項2号から6号の書面）は、サービスサイト上において電子交付され、お客さまが閲覧可能となる日より5年間閲覧することができます。 （略） 第10条（本規定の改定） <u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</u> （略）	（略） （変更） （略）
NISA 制度（NISA およびつみたて NISA）のご注意事項		
新	旧	備考
①～⑨ （略） ⑩次の条項に該当したときは、それ	①～⑨ （略） ⑩追加	（略）

<u>それに掲げる日に非課税口座契約は終了します。</u> ・<u>お客さまから「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は当該提出日</u> ・<u>「非課税口座出国届出書」の提出があった場合は当該提出日</u> ・<u>お客さまが出国により居住者または国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u> ・<u>お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈の手続きが完了し、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日</u>		(追加)
(略)	(略)	(略)

インターネット投資信託サービスに関するご注意事項

新	旧	備考
①～⑥ (略) <u>⑦お客さまが出国により、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、IB 投信サービスにおける買付、売却、積立はできません。照会のみのお取り扱いとさせていただきます。</u>	①～⑥ (略) <u>⑦ (追加)</u>	(追加)

■東京スターダイレクト取引規定

第 8 条 投資信託取引

新	旧	備考
(略) 2. 本サービスによる投資信託取引は、事前に当行所定の方法によりお申し込みが必要になります。 なお、当該お申し込み受け付け後は、	(略) 2. 本サービスによる投資信託取引は、事前に当行所定の方法によりお申し込みが必要になります。 なお、当該お申し込み受け付け後は、	

投資信託にかかる以下の報告書（本サービスによる投資信託取引を利用されるお客さまにのみ交付（電子交付）される書面も含まれます。）については、全て電子交付になります。 当該電子交付を取りやめる場合には、本サービスによる投資信託取引の解約を行ってください。 ・取引報告書 ・取引残高報告書 ・分配金償還金・再投資報告書 ・特定口座源泉徴収（還付）明細書 ・運用報告書 ・<u>特定口座年間取引報告書</u> ・<u>上場株式配当等の支払通知書</u> （略）	投資信託にかかる以下の報告書（本サービスによる投資信託取引を利用されるお客さまにのみ交付（電子交付）される書面も含まれます。）については、全て電子交付になります。 当該電子交付を取りやめる場合には、本サービスによる投資信託取引の解約を行ってください。 ・取引報告書 ・取引残高報告書 ・分配金償還金・再投資報告書 ・特定口座源泉徴収（還付）明細書 ・運用報告書 （略）	（追加） （略）
---	---	------------------------

以上